

薬生発 1227 第 1 号
年管発 1227 第 1 号
令和 3 年 12 月 27 日

市（区）町村長
地方厚生（支）局長
独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長
日本年金機構理事長

殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
〔 公 印 省 略 〕

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
〔 公 印 省 略 〕

「国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布について（通知）

国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（令和 3 年厚生労働省令第 202 号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、令和 4 年 1 月 1 日に施行するとされたところです。

改正省令の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、その内容について御了知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

近年の視覚障害に関する医学的知見を踏まえ、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 303 号。以下「改正政令」という。）により、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「国年令」という。）別表等の改正が行われたことを踏まえ、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号。以下「国年則」という。）第 33 条の 2 の 2 第 1 項並びに厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号。以下「厚年則」という。）第 47 条の 2 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する障害の状態のうち、視覚障害に係る部分の改正を行うとともに、改正政令の施行に必要な経過措置を規定するもの。

第2 改正省令の主な内容

1 国年則の一部改正（第1条関係）

改正政令により、国年令別表における障害等級1級の障害の状態が改正されたことを踏まえ、国年則第33条の2の2第1項各号に掲げる障害の状態のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすること。

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

2 厚年則の一部改正（第2条関係）

(1) 改正政令により、国年令別表における障害等級1級の障害の状態が改正されたことを踏まえ、厚年則第47条の2の2第1項各号に掲げる障害の状態のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすること。

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

(2) 改正政令により、国年令別表における障害等級2級の障害の状態が改正されたことを踏まえ、厚年則第47条の2の2第2項各号に掲げる障害の状態のうち、視覚障害に関するものを次のとおりとすること。

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
- ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- ニ ゴールドマン型視野計による測定の結果、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I/2視標による両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ホ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

3 改正政令の施行に関する経過措置関係

改正政令では、改正政令の施行に伴って障害等級が上昇する者による額改定請求等を可能にするため、経過措置を設けているところ、当該額改定請求等の手続について、下記(1)から(8)までに關する規定その他所要の規定を設けること。

- (1) 改正政令附則第2条第2項の規定による障害基礎年金の額改定請求は、国年則第33条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類等を添え、日本年金機構に提出することによって行わなければならないこと。（改正省令第3条第1項及び第2項関係）
- (2) 改正政令附則第3条第3項の規定による障害厚生年金の額改定請求は、厚年則第47条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類等を添え、日本年金機構に提出することによって行わなければならないこと。（改正省令第4条第1項及び第2項関係）
- (3) 改正政令附則第3条第6項の規定による障害厚生年金の支給の請求は、厚年則第44条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類等を添え、日本年金機構に提出することによって行わなければならないこと。（改正省令第4条第4項及び第5項関係）
- (4) 改正政令附則第3条第3項の規定による障害共済年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付に限る。）の額の改定の請求は、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成9年厚生省令第31号）附則第31条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類等を添え、日本年金機構に提出することによって行わなければならないこと。（改正省令第5条第1項及び第2項関係）
- (5) 改正政令附則第4条第2項の規定による障害年金の額の改定の請求は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成16年厚生労働省令第51号）第7条第1項第1号及び第3号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類を添え、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出することによって行わなければならないこと。（改正省令第6条第1項及び第2項関係）
- (6) 改正政令附則第4条第2項の規定による障害児養育年金の額の改定の請求は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則第9条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類を添え、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出することによって行わなければならないこと。（改正省令第6条第3項関係）

- (7) 改正政令附則第5条第2項の規定による移行障害共済年金の額の改定の請求は、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第27号)附則第25条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類等(同項第1号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前3月以内に作成されたものに限り、同項第2号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前1月以内に作成されたものに限る。)を添え、日本年金機構に提出することによって行わなければならないこと。(改正省令第7条第1項及び第2項関係)
- (8) 改正政令附則第7条の規定による特別障害給付金の額の改定の請求は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則(平成17年厚生労働省令第49号)第5条第1項各号に掲げる事項を記載した請求書に、同条第2項各号に掲げる書類等(同項第2号及び第3号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前3月以内に作成されたものに限る。)を添え、日本年金機構に提出することによって行わなければならないこと。(改正省令第8条第1項及び第2項関係)

第3 施行期日

改正省令は、令和4年1月1日から施行するものとする。

○厚生労働省令第二百二号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第三百三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十七日
厚生労働大臣 後藤 茂之

国民年金法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備（第一条及び第二条）

第二章 経過措置（第三条―第八条）

附則

第一章 関係省令の整備

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

	改正後	改正前
	<p>（法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合等）</p> <p>第三十三条の二 法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合（第八号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。</p> <p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>三 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの</p> <p>四 自動視野計による測定の結果、両眼開放視点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視点数が二〇点以下のもの</p> <p>五 五十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合等）</p> <p>第三十三条の二 法第三十四条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害基礎年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合（第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。</p> <p>一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 二五八（略）</p> <p>2（略）</p>
	<p>（厚生年金保険法施行規則の一部改正）</p> <p>第二条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。</p>	<p>（傍線部分は改正部分）</p>
改正後	<p>（法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合等）</p> <p>第四十七条の二 法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合であつて、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものは、障害厚生年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による実施機関（法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の診査を受け</p>	<p>（法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合等）</p> <p>第四十七条の二 法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合であつて、障害の程度が障害等級の二級に該当する者に係るものは、障害厚生年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による実施機関（法第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の診査を受け</p>

た日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合（第八号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの

二 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの

三 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの

四 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの

五 五十一（略）

2 法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合であつて、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、障害厚生年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による実施機関の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、前項各号に掲げるいずれかの状態又は次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合とする。

一 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの

二 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

三 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

四 ゴールドマン型視野計による測定の結果、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I／二視標による両眼の視野がそれぞれ五度以内のもの

た日のいずれか遅い日以後、次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合（第五号に掲げる状態については、当該状態に係る障害の範囲が拡大した場合を含む。次項において同じ。）とする。

一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの

（新設）

（新設）

2 法第五十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合であつて、障害の程度が障害等級の三級に該当する者に係るものは、障害厚生年金の受給権を取得した日又は同条第一項の規定による実施機関の診査を受けた日のいずれか遅い日以後、前項各号に掲げるいずれかの状態又は次の各号に掲げるいずれかの状態に至つた場合とする。

一 両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの

二 八等分した視標のそれぞれの方向につき測定した両眼の視野の合計がそれぞれ五六度以下のもの

（新設）

三 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの、かつ、八等分した視標のそれぞれの方向につき測定した両眼の視野の合計がそれぞれ五六度以下のもの

（新設）

五 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

（新設）

六 第一項の請求は、障害基礎年金の額の改定に関する経過措置（第三条 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第三百三十三号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項の規定による障害基礎年金の額の改定の請求は、国民年金法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。）に提出することによつて行わなければならない。

7 前項の請求書には、国民年金法施行規則第三十三条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

（新設）

3 第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者（その障害の程度が改正令第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号。以下「旧国年令」という。）別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。以下この条において同じ。）が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の受給権を有する場合においては、当該障害厚生年金に係る改正令附則第三条第三項の規定による請求と併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害厚生年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

五 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

（新設）

六 十六（略）

3・4（略）

4 四十四（略）

3・4（略）

第二章 経過措置

第三条 国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第三百三十三号。以下「改正令」という。）附則第二条第二項の規定による障害基礎年金の額の改定の請求は、国民年金法施行規則第三十三条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによつて行わなければならない。

2 前項の請求書には、国民年金法施行規則第三十三条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

3 第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者（その障害の程度が改正令第一条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号。以下「旧国年令」という。）別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。以下この条において同じ。）が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の受給権を有する場合においては、当該障害厚生年金に係る改正令附則第三条第三項の規定による請求と併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害厚生年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この項及び第五条第一項において「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一〇号。以下この項及び第七条第三項において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付（平成八年改正法附則第十六条第一項に規定する年金たる給付のうち障害共済年金（第五条において単に「障害共済年金」という。）又は平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち障害共済年金（第七条において「移行障害共済年金」という。）に限る。以下この項及び次項において「厚生年金保険の実施者たる政府が支給する障害共済年金」と総称する。）の受給権を有する場合においては、当該障害厚生年金保険の実施者たる政府が支給する障害共済年金に係る改正令附則第三条第三項又は第五条第二項の規定による請求と併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害厚生年金保険の実施者たる政府が支給する障害共済年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

5 第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害共済年金（厚生年金保険の実施者たる政府が支給する障害共済年金を除く。）の受給権を有する場合においては、当該障害共済年金に係る改正令附則第三条第三項の規定による請求を行ったときは、第一項の請求を行ったものとみなす。

6 第一項の請求は、障害基礎年金の受給権者が同時に当該障害基礎年金と同一の支給事由に基づく障害厚生年金（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二条の五第一項第二号から第四号までに定める者が支給するものに限る。）を有する場合においては、当該障害厚生年金に係る改正令附則第三条第三項の規定による請求を行ったときは、第一項の請求を行ったものとみなす。

（障害厚生年金の額の改定等に関する経過措置）
第四条 改正令附則第三条第三項の規定による障害厚生年金の額の改定の請求は、厚生年金保険法施行規則第四十七条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、厚生年金保険法施行規則第四十七条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

3 第一項の請求は、障害厚生年金の受給権者（その障害の程度が旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、改正令附則第二条第二項の規定による請求を併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 改正令附則第三条第六項の規定による障害厚生年金の支給の請求をしようとするときは、厚生年金保険法施行規則第四十四条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

5 前項の請求書には、厚生年金保険法施行規則第四十四条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

（厚生年金保険の実施者たる政府が支給する障害共済年金の額の改定に関する経過措置）
第五条 改正令附則第三条第三項の規定による障害共済年金の額の改定の請求は、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する等の省令（平成十九年厚生省令第三十一号）附則第三十一条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第三十一条第二項各号に掲げる書類等を添えなければならない。

3 第一項の請求は、障害共済年金の受給権者（その障害の程度が旧国年令別表に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、改正令附則第二条第二項の規定による請求を併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 第一項の請求は、障害共済年金の受給権者（その障害の程度が改正令第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）別表第一に定める障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合であって、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十六条の規定による当該障害基礎年金の裁定請求を併せて行われるときは、第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の裁定請求書に添えたものについては、第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に添えることを要しないものとする。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による障害年金等の改定に関する経過措置）
第六条 改正令附則第四条第二項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第一項第二号の障害年金又は同法第二十条第一項第二号の障害年金の額の改定を請求しようとするときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）第七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項を記載した請求書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則第七条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前二項の規定は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第十六条第一項第三号の障害児養育年金又は同法第二十条第一項第三号の障害児養育年金について準用する。この場合において、第一項中「第七条第一項第一号及び第三号」とあるのは「第九条第一項第一号、第二号及び第四号」と、第二項中「第七条第二項」とあるのは「第九条第二項」と読み替えるものとする。

（移行障害共済年金の額の改定に関する経過措置）
第七条 改正令附則第五条第二項の規定による移行障害共済年金の額の改定の請求は、厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）附則第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二十五条第二項各号に掲げる書類等（同項第一号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前三月以内に作成されたものに限る。同項第二号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）及び年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第一項の請求は、移行障害共済年金の受給権者（その障害の程度が、改正令第五条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号。次項において「旧廃止前農林共済令」という。）別表第一に定める二級の障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該移行障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、改正令附則第二条第二項の規定による請求を併せて行わなければならない。この場合において、第一項の請求書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の年金額改定請求書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

4 第一項の請求は、移行障害共済年金の受給権者（その障害の程度が旧廃止前農林共済令別表第一に定める三級の障害の状態に該当する者に限る。）が同時に当該移行障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合であって、国民年金法第十六条の規定による当該障害基礎年金の裁定請求を併せて行われるときは、第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の裁定請求書に添えたものについては、第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に添えることを要しないものとする。

（特別障害給付金の額の改定に関する経過措置）
第八条 改正令附則第七条の規定による特別障害給付金の額の改定の請求は、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第五条第一項各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

2 前項の請求書には、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第五条第二項各号に掲げる書類等（同項第二号及び第三号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前三月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。

附則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。